

証明書のコンビニ交付を始めています

マイナンバーカードをお持ちの人を対象に、コンビニエンスストアなどのマルチコピー機（多機能端末機）で住民票の写しなどの各種証明書を取得できる取り組みを10月から始めています。



▼取得できる証明書と利用時間

| 証明書の種類(※1) | 交付できる時間(※2) | 手数料 | 取得できる人(※3) |
|------------|----------------------------|------|-------------------------------|
| 住民票の写し | 土・日・祝日を含む 午前6時30分～午後11時 | 300円 | 本人または同一世帯の人 (八幡市に住民登録がある人) |
| 住民票記載事項証明書 | | | 本人 (八幡市で印鑑登録をしている人) |
| 印鑑登録証明書 | 平日 午前9時～午後5時15分 | 450円 | 本人または同じ戸籍にある人 (※4) |
| 戸籍事項証明書 | | | 本人または同じ戸籍にある人 (※4) |
| 戸籍の附票の写し | | | 本人または同じ戸籍にある人 (※4) |

- ※1 最新の証明書のみ取得できます。住民票除票や古い戸籍などは取得できません。また、戸籍の届け出や住民異動の届け出がされている場合は、一時的に証明書を交付できないことがあります。
- ※2 年末年始(12月29日～1月3日)とシステムメンテナンス日は利用できません。
- ※3 15歳未満の人、または成年被後見人の人は取得できません。
- ※4 八幡市外に住民登録されていて、八幡市に本籍地がある人も、マイナンバーカードを使って戸籍事項証明書を取得することができます。ただし、事前に利用登録申請の手続きが必要となります。(八幡市に住民登録があり、かつ、八幡市に本籍地がある人は利用登録申請の必要はありません)

●**簡単・便利・安全**

★コンビニ店舗等に設置されているマルチコピー機に交付の手順が表示されるので、画面の案内に従って簡単に操作ができます。

★市役所の閉庁時間でも全国のコンビニ等で証明書を取得することができます(一部の証明書を除く)。

★画面操作、支払い、交付まで一貫してマルチコピー機を使って行うため、他人の目に触れることなく手続きができます。また、個人情報漏えい防止対策として、市とマルチコピー機との通信は専用回線を使用するほか、マルチコピー機に

●**利用できる店舗**

★セブンイレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマートの各店舗や一部のショッピングセンターでコンビニ交付対応のマルチコピー機が設置されている店舗であれば全国の約4万8000カ所以上で利用できます。また、新たにミニストップでも12月21日(水)以降に、開始が予定されています。(全国の店舗で順次開始されます)

●**ご注意ください**

★住民基本台帳カードでデータが残らない仕組みになっています。

★コンビニで印刷される証明書には専用の改ざん防止処理が施されたものが印刷されます。また、証明書が2枚以上にわたる場合、ホチキス留めされませんが分けて使用することはできません。

★コンビニで印鑑登録証明書を取得される場合、印鑑登録の際にお渡ししている印鑑登録証(カード)は持参不要です。ただし、従来通り市役所窓口(地域窓口を含む)で印鑑登録証明書を取得される場合は、印鑑登録証の持参が必須となります。

◆**問い合わせ** 市民課

★マイナンバーカードを取得するには、昨年11月以降にお届けしたマイナンバー通知カードに同封されている説明用パンフレットの記載の申請方法を確認し、郵送かオンラインで申請してください。申請から約1～2カ月程度でカード交付通知書(マイナンバーカード受け取り用のハガキ)をご自宅にお届けします。

※昨年10月以降に住所や氏名、在留資格や在留期限(外国籍の人)に変更がある場合、受け取っていただいた通知カードとセットになっている個人番号カード交付申請書を使用してマイナンバーカードを作成することはできません。新しい申請書を市役所窓口でお渡ししますのでそちらをご利用ください。

障がいについて知ろう

これまで、障がいのある人に配慮するときのポイントを、障がいの種類ごとに紹介してきましたが、実際に障がいのある人の支援につながるためには市民の皆さん一人ひとりの配慮ある行動が必要です。

今月は、障がいのある人をサポートするときの「心構え」を2つ紹介し、このコーナーを結びにしたいと思います。

心構え

- 1 理解を深めるとともに実際に支援を**
一人ひとりが、多様な障がいについて理解を深め、それぞれの立場で障がいのある人の社会参加を支援する「応援者」となりましょう。
- 2 困っている人がいれば積極的に向き合う**
一歩踏み出す勇気を持って、障がいの有無に関わらず、困っている人がいれば、積極的に向き合ってください。

まずは声かけ/思いやり何より大切

◆問い合わせ 障がい福祉課

株式会社コノミヤと 11月15日(火)、市と株式会社コノミヤは、「災害救助物資の調達に関する協定」を締結しました。

この協定締結により、災害発生時に、市は株式会社コノミヤから救助物資の提供を受けることができます。

予告 防災ラジオを有償配布します

防災ラジオ写真の有償配布の予約を1月に行います。詳細は、広報やわた1月号でお知らせします。



ホンデリングプロジェクトにご協力を

本で広がる支援の輪



ホンデリングプロジェクトとは、皆さんから寄贈していただいた本の売却代金を寄付として、NPO法人全国被害者支援ネットワークの犯罪被害に遭われた人への支援活動に役立てるものです。

対象となるのは、ISBNコード=上の画像(見本)=のついた本です。
▽回収場所 市役所2階防災安全課、八幡人権・交流センター
▽回収期限 平成29年3月31日まで

ブロック塀等の除去、生け垣設置に助成

市では、防災対策事業として住宅の周囲に設置された既存の危険なブロック塀を除去または生け垣を設置する市民の皆さんにその費用の一部を助成する「八幡市ブロック塀等対策補助金交付制度」を設けています。

地震等の災害時に、ブロック塀等の倒壊により歩行者への人的被害を未然に防止するとともに、避難路を確保することを目的としています。

対象となる場合 市に住民登録がある、ブロック塀等や生け垣に係る土地の所有者または使用者が、公共的な道路に面した既存のブロック塀を除去する場合、既存のブロック塀を生け垣に転換する場合、生け垣を新設する場合
助成額 (1軒当たり5千円限度)
①ブロック塀等除去費用全額 (上限10万円)
②生け垣設置費用の2分の1の額 (上限10万円)
①と②の併用可
※販売目的の場合は対象外。
詳細については、お問い合わせください。

◆問い合わせ 防災安全課

「生活のしづらさなどに関する調査」にご協力を

国の障がい者施策の推進に向けた基礎資料とするため、12月1日から22日にかけて、全国で在宅の障がいのある人(難病の人や障害者手帳をお持ちでない人も含む)を対象に、生活のしづらさなどに関する調査が行われます。

八幡市でも調査が実施されます。ご自宅に調査員が伺い、調査の説明、対象となるかの確認、調査票の配布をさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。なお、訪問する調査員は身分証を携帯しますので、ご確認いただけますようお願いいたします。

◆問い合わせ 障がい福祉課